

手数料

手 数 料 表

当社が職業紹介事業を行った場合は、職業安定法第32条の3第1項第2号による次の手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人又は求職の受付手数料は、一切申し受けしません。

2. 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

支払われた賃金（6箇月分）の5%（消費税相当分を含む。）相当額

ただし、同一の雇用主に引続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

以上

株式会社キステム